

令和5年度 医療研究推進事業費補助金取扱要領 新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>第3条 (定義) 第3条 本取扱要領において「補助事業」とは、以下のものをいう。 一～十一 (省略) 十二 有望かつ創造的な基礎又は応用研究開発シーズを有し、共同研究やスタートアップ起業等を希望する大学等の若手研究者をシーズとともに育成し支援する事業として別表の16に掲げた事業</p>	<p>第3条 (定義) 第3条 本取扱要領において「補助事業」とは、以下のものをいう。 一～十一 (省略)</p>	<p>事業の追加</p>
<p>第13条 (補助事業の中止又は廃止) 第13条 補助事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、補助事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、様式5-1による補助事業の中止(廃止)申請書を速やかに提出し、機構のこれに対する承認により、補助事業を実施する事業者は補助事業の全部又は一部を中止又は廃止するものとする。この場合、機構は補助事業を実施する事業者に対し、補助金の使用の全部又は一部を中止を指示することができるものとし、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。 尚、補助事業の「中止」は補助事業を一時的に停止することをいい、「廃止」は補助事業を終了することをいう。 (1) 事業代表者又は分担者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、事業代表者又は分担者が補助事業においてその役割を十分果たせなくなった場合 (2) 補助事業の成果を出すことが困難と補助事業を実施する事業者が合理的に判断した場合、その他補助事業の遂行上重大な問題が発生した場合 (3) 天災その他補助事業を継続しがたいやむを得ない事由がある場合 (4) 前各号に類する事由が発生し、補助事業を継続することが適切でない場合 2 補助事業を実施する事業者は、中止の事由が解除され、研究に復帰できるようになったときは、速やかに機構へ補助事業研究復帰届を提出するものとする。</p>	<p>第13条 (補助事業の中止又は廃止) 第13条 補助事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、補助事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、機構に対して、様式5による補助事業の中止(廃止)申請書を速やかに提出し、機構のこれに対する承認により、補助事業を実施する事業者は補助事業の全部又は一部を中止又は廃止するものとする。この場合、機構は補助事業を実施する事業者に対し、補助金の使用の全部又は一部を中止を指示することができるものとし、補助事業を実施する事業者はこれに従うものとする。 (1) 事業代表者又は分担者の移籍、長期療養、死亡、その他心身の故障等により、事業代表者又は分担者が補助事業においてその役割を十分果たせなくなった場合 (2) 補助事業の成果を出すことが困難と補助事業を実施する事業者が合理的に判断した場合、その他補助事業の遂行上重大な問題が発生した場合 (3) 天災その他補助事業を継続しがたいやむを得ない事由がある場合 (4) 前各号に類する事由が発生し、補助事業を継続することが適切でない場合 2 補助事業を実施する事業者は、一時停止の事由が解除され、研究に復帰できるようになったときは、速やかに機構へ補助事業研究復帰届を提出するものとする。</p>	<p>様式の番号を変更。 中止および廃止の定義を追加。 定義に則り、文言を変更。</p>
<p>第21条 (交付決定の取消等) 第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 1 (省略) 2 機構は、前項各号のいずれかの事由に該当するとして補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の全部又は一部の返還を命ずる。 3 (省略) 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19条第3項の規定を準用する。</p>	<p>第21条 (交付決定の取消等) 第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 1 (省略) 2 機構は、前項各号のいずれかの事由に該当するとして補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の全部又は一部の返還を命ずる。 3 (省略) 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19条第3項の規定を準用する。</p>	<p>表現の適正化</p>

令和5年度 医療研究推進事業費補助金取扱要領 新旧対比表

変更後		変更前		変更理由
(附則)		(附則)		
附 則（令和4年11月30日 04医研開第4440号） この要領は、令和5年4月1日から施行する。				
(別表)		(別表)		
補助事業	補助率	補助事業	補助率	
16. 若手研究者によるスタートアップ課題解決支援事業	定額			事業の追加